

マーガリン類品質表示基準

制 定	平成12年12月19日農林水産省告示第1675号
改 正	平成15年5月6日農林水産省告示第740号
改 正	平成16年10月7日農林水産省告示第1821号
改 正	平成19年11月6日農林水産省告示第1371号
改 正	平成23年8月31日消費者庁告示第8号
最終改正	平成23年9月30日消費者庁告示第10号

(趣旨)

第1条 マーガリン類(マーガリン及びファットスプレッドであって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
マーガリン	食用油脂(乳脂肪を含まないもの又は乳脂肪を主原料としないものに限る。以下同じ。)に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のものであって、油脂含有率(食用油脂の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。)が80%以上のものをいう。
ファットスプレッド	次に掲げるものであって、油脂含有率が80%未満のものをいう。 1 食用油脂に水等を加えて乳化した後、急冷練り合わせをし、又は急冷練り合わせをしないで作られた可塑性のもの又は流動状のもの 2 食用油脂に水等を加えて乳化した後、果実及び果実の加工品、チョコレート、ナッツ類のペースト等の風味原料を加えて急冷練り合わせをして作られた可塑性のものであって、風味原料の原材料に占める重量の割合が油脂含有率を下回るもの。ただし、チョコレートを加えたものにあつては、カカオ分が2.5%未満であつて、かつ、ココアバターが2%未満のものに限る。

(義務表示事項)

第3条 ファットスプレッドにあつては、製造業者等(加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。)が、その容器又は包装に表示すべき事項は、同条第1項及び第6項に規定するもののほか、油脂含有率とする。

(表示の方法)

第4条 名称、油脂含有率及び原材料名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア マーガリンにあつては「マーガリン」と記載すること。ただし、流動状のものにあつては、名称の次に括弧を付して「流動状」と記載すること。

イ ファットスプレッドにあつては、「ファットスプレッド」と記載すること。ただし、流動状のものにあつては名称の次に括弧を付して「流動状」と記載し、風味原料を加えたものにあつては「風味ファットスプレッド」と記載し、糖類又ははちみつを加えたものにあつては名称の次に括弧を付して「加糖」と記載すること。

(2) 油脂含有率

パーセントの単位で、単位を明記して記載すること。

(3) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかわらず、使用した原材

料を、次のアからウまでの区分により、それぞれアからウまでに定めるところにより記載すること。

ア 食用油脂にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、「大豆油」、「綿実油」、「牛脂」、「硬化油」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、大豆油等の食用植物油脂にあっては「食用植物油脂」と、牛脂等の動物油脂にあっては「食用動物油脂」と、硬化油等の食用精製加工油脂にあっては「食用精製加工油脂」と記載することができる。

イ 食用油脂及び食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(7) 「粉乳」、「いちごジャム」、「食塩」、「カゼイン」、「からし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、からしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

(イ) 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載するほか、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(ロ) 使用した砂糖類が2種類以上の場合、(イ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

ウ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同府令第1条第2項第5号括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「義務表示事項」という。

）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるものとする。この場合において、同項第1号中「別記様式により」とあるのは、「名称、油脂含有率、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、原産国名及び製造者の順に」と読み替えるものとする。

（その他の表示事項及びその表示の方法）

第5条 製造業者等は、義務表示事項のほか、商品名の表示された箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、前条第1項第1号に規定する名称の用語を表示しなければならない。ただし、商品名にこれらの用語を使用している場合は、この限りでない。

（表示禁止事項）

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、これを表示してはならない。

附 則（平成12年12月19日農林水産省告示第1675号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年5月6日農林水産省告示第740号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入されたマーガリン類の品質に関する表示については、この告示による改正前のマーガリン類品質表示基準の規定の例によることができる。
- 3 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入されるマーガリン類の品質に関する表示については、この告示による改正前のマーガリン類品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則(平成16年10月7日農林水産省告示第1821号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月6日農林水産省告示第1371号)
この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月31日消費者庁告示第8号)
この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日消費者庁告示第10号)
この告示は、平成23年10月1日から施行する。